

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	気づきシート（認知症ケアパス）の作成に係る介護保険認定情報等の目的外利用について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

（担当部課：福祉部高齢者福祉課高齢者支援係）

事業の概要

事業名	気づきシート（認知症ケアパス）の作成
担当課	高齢者福祉課
目的	「認知症ケアパス」（※1）を作成するにあたり、基礎資料として「気づきシート」（※2）を作成する。
対象者	区内に住所を有する要介護認定を受けている者
事業内容	<p>認知症ケアパスについては、「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン（平成25年度から平成29年度までの計画））」（厚生労働省より平成24年9月に公表）に位置付けられている。当該計画の中では、各市区町村において、「認知症ケアパス」の作成を推進することとされている。</p> <p>さらに、「認知症ケアパス作成のための手引き」（厚生労働省関連資料）には、「認知症の人に必要なサービスを整備するため、気づきシートを作成すると効果的である」旨が示されている。</p> <p>このような状況を受け、本区において、認知症ケアパス及び気づきシートを作成することとする。</p> <p>※1 認知症ケアパスとは、認知症の人の症状の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを表したもの（個人情報なし）をいう。</p> <p>※2 気づきシートとは、認知症の人の症状に合せ、地域で支えていくため、現行サービス等をどれくらいの人が利用しているのかなどの実態や状況を確認するために作成するものをいう。</p> <p>1 「気づきシート」の作成 高齢者福祉課において、上記対象者に係る次に掲げる事項を一括利用することにより、毎年度、「気づきシート」を作成する。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 介護保険認定情報（介護保険課所管） （住民番号、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、特出コード）</p> <p style="margin-left: 20px;">② 介護保険給付情報（介護保険課所管） （住民番号、介護保険サービスコード）</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 介護保険外給付情報（高齢者福祉課所管） （住民番号、介護保険外サービス種別）</p> <p>2 「認知症ケアパス」の作成 上記1により作成した「気づきシート」の内容に基づき、実態や状況を反映した「認知症ケアパス」を作成する。</p> <p>※ 対象者の数 12,464人（平成26年4月30日現在）</p>

**件名 気づきシート (認知症ケアパス) の作成に係る介護保険認定情報等の目的
外利用について**

保有元		利用先	
保有課	介護保険課	利用課	高齢者福祉課
登録業務の名称	1 要介護認定者の管理 業務 2 給付実績管理業務	登録業務の名称	気づきシート (認知症 ケアパス) の作成
登録業務の目的	1 要介護認定者の管理 2 介護保険給付の実績 管理	登録業務の目的	気づきシート (認知症 ケアパス) の作成のため
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	1 紙 (文書及び帳票) 及び電磁的媒体 2 電磁的媒体	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電磁的媒体
目的外利用を行う理由	前掲対象者に係る社会資源の利用状況について現状分析を行うため、高齢者福祉課において、当該対象者に係る下記情報項目を利用し、「気づきシート」を作成する必要があるため		
目的外利用を行う情報 項目	【前掲対象者に係る情報項目】 1 介護保険認定情報 住民番号、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、特出コード 2 介護保険給付情報 住民番号、介護保険サービスコード		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	本審議会承認後 (以降継続)		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		